

第 71 号議案

豊後大野市税特別措置条例の一部改正について

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成17年豊後大野市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）に、「内において、製造の事業等の用に供する設備を新設し、又は増設した」を「のうち過疎法第8条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（過疎法第23条に規定する取得等をいう。以下同じ。）をした」に改める。

第2条の見出し中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改め、同条第1項を次のように改める。

産業振興促進区域内において、過疎法第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和6年3月31日までの期間（当該区域が当該期間内に過疎地域に該当しないこととなる場合には、当該公示日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供するものであって、その取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの

（以下「産業振興促進区域特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者（以下「産業振興促進区域特別償却設備設置者」という。）については、当該産業振興促進区域特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課すべき固定資産税を課さない。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円）
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

第2条第2項中「過疎地域特別償却設備設置者」を「産業振興促進区域特別償却設備設置者」に、「当該過疎地域特別償却設備」を「当該産業振興促進区域特別償却設備」に改め、「敷地」の次に「である土地」を加える。

第6条第1項中「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に、「過疎地域特別償却設備」を「産業振興促進区域特別償却設備」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊後大野市税特別措置条例の規定は、令和3年4月1日以後に取得等をされた産業振興促進区域特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設されたこの条例による改正前の豊後大野市税特別措置条例第2条第1項に規定する過疎地域特別償却設備については、なお従前の例による。